

## 【体験学習プログラム開発支援】

### 修学旅行等による都市圏周遊の推進 支援金支給要領

#### (目的)

第1条 この要領は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）が実施する「修学旅行」や「校外学習」を対象とした、福岡ならではの「体験学習プログラム」を開発する観光事業者等に対し、予算の範囲内において、開発に係る経費の一部を「支援金」として交付することにより、都市圏を含む周遊観光を推進し、福岡市内及び福岡都市圏の観光産業の活性化を図ることを目的とする。

#### (事務取扱者)

第2条 （公財）福岡観光コンベンションビューロー（以下、「FCVB」という。）から事務局業務を委託された「福岡市教育旅行推進デスク」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

#### (対象事業者)

第3条 本事業における「体験学習プログラム」の開発支援は、修学旅行や校外学習の受入れが可能な観光事業者（観光施設・宿泊施設・小売業等）のほか、児童・生徒向けに新たなプログラムの開発が可能な大学等の教育施設・企業等が対象事業者となる。

2 なお、開発する体験学習プログラムは、市内で実施されるものとし、実施にあたっては、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内旅行の手引き」（一般社団法人日本旅行業協会）のほか、各事業におけるガイドラインを遵守した体験学習プログラムとなることを必須条件とする。

#### (申請期間)

第4条 下記の期間に申請があった体験学習プログラムを対象とする。

(1) 第1期：令和3年5月20日（木）から令和3年6月10日（木）まで

(2) 第2期：令和3年6月14日（月）から令和3年7月10日（土）まで（予定）

※第2期以降の募集については、申請状況等により終了もしくは追加募集となる場合がある。

#### (支援対象経費)

第5条 支援対象となる経費は、以下のとおり。

(1) 新たな体験学習プログラムを開発するにあたり、必要となる備品等

体験学習プログラム（例）	対象経費（例）
・ホテルでの郷土料理調理体験 ・テーブルマナー体験 など	・エプロンや食器・テーブルクロスなどの備品 ・テキスト制作費用・会場整備費用 など
・日帰りグランピング体験 ・アウトドア体験 など	・作業用テーブル・調理器具などの備品 ・アウトドアグッズ・レクリエーション用具 など
・企業におけるコンテンツ制作体験 ・プログラミング体験・職場体験 など	・タブレット整備費用 ・Wi-Fi整備費用 など

(支援額)

第6条 第5条を満たす支援対象経費に対する支援額は、以下のとおりとする。

- (1) 対象となる経費総額の3分の2
- (2) 上限20万円(1事業者あたり)

(申請手続き)

第7条 本事業の申請手続きは、次のとおりとする。

	申請手続き	申請書類
体験学習プログラム開発前	申請を希望する者は、事前に、右記書類を事務局に提出する。	体験学習プログラム開発支援金申請書(A様式1) 支援対象になるものの費用見積書等(任意様式) 誓約書(A様式2)
体験学習プログラム開発後	支援を希望する者は、体験学習プログラム開発後、30日以内に右記書類を事務局に提出する。	開発実績報告書兼請求書(A様式4) 領収書貼付用紙(A様式5) 商品情報等貼付用紙(A様式6)

(内示額の通知)

第8条 FCVB及び事務局は、第7条による備品等整備前の申請内容を審査の上、支援の可否及び内示額を決定し、事務局が、申請者に通知するものとする。(A様式3)

(支援金の確定及び支払い)

第9条 事務局は、第7条による体験学習プログラム開発後の実績報告及び請求があった場合、申請内容を審査するものとする。申請内容が支援要件を満たしているときは、支援金の額を確定し、申請者に通知するものとする。(A様式7)

2 事務局は、前項の規定により確定した支援金を、30日以内に申請者の指定する金融機関口座に振込むものとする。

(修学旅行等の受入れ及び情報発信)

第10条 第8条による内示額の通知後、申請者は3カ月以内にプログラムの開発や準備を行い、修学旅行等の受入れを開始すること。

2 第9条による実績報告があった体験学習プログラムについては、FCVBのホームページに制作する修学旅行等特設ページに概要を掲載し、情報発信を行うものとする。

3 申請者は、開発した体験学習プログラムへの参加者数等について、年度末に報告を行うこと。

4 本事業終了後(令和4年2月28日以降)も本情報は継続掲載します。掲載を終了したい際には個別にご連絡ください。

(支援金の取り消し)

第11条 FCVBは、支援金の交付の決定または交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当す

るときは、交付の取り消し、又は、交付した支援金の一部あるいは全部を返還させることができる。

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき
- (2) 正当な理由がなく、修学旅行等の受け入れを行わなかったとき
- (3) 申請事項その他に変更が生じ、支援金を交付することが適当でないとFCVBが認めたとき
- (4) その他、支援金を交付することが適当でないとFCVBが認める事由があったとき

(雑則)

第12条 この要領に定めていない事項が発生した場合、FCVBが事務局と協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。